

00729

鳥取縣公報

本書ノ大キサ國定規格A5判

第千三八號

昭和十四年六月十六日

金曜日

條例

◆鳥取縣條例第九號

昭和八年二月鳥取縣條例第一號鳥取縣稅賦課條例中左ノ通改正ス

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第十二條中第一號ヲ左ノ通改メ同條第四號中「最高一人當」ヲ削ル

一 賣上金、收入金、資本金及貸付金ハ左ノ通算定ス

年 稅 前年度中ノ總額ニ依ル但シ前年四月一日ヨリ引續キ營業ヲ爲ナザルモノ又ハ課稅標準ノ判明ナラザルモノハ其ノ年度ノ豫定額ニ依ル

月 稅 前月中ノ總額ニ依ル但シ前月一日ヨリ引續キ營業ヲ爲ナザルモノ又ハ課稅標準ノ判明ナラザルモノハ其ノ月ノ豫定額ニ依ル

第十九條第十號中「穀物検査所出張所」ヲ「農產物検査所出張所」ニ改ム

別表 鳥取縣營業稅及雜種稅課率課額表中演劇興行業稅ヲ左ノ通改ム

一 演劇興行業稅

鳥取縣公報

毎週曜日發行

(休日ニ當ル)

(時へ翌日) 昭和拾四年六月十六日

第千卅八號

(昭和四年四月十五日)

一

00730

常 設 月 稅
臨 時 日 稅
月 稅額壹圓八拾參錢(日稅額六錢)ヲ超ユルモノニ對シテハ其ノ稅額ニ超過稅額ノ百分ノ十
八ヲ增加ス

本條例ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

◆鳥取縣條例第十號

昭和八年二月鳥取縣條例第二號鳥取縣稅賦課條例施行細則中左ノ通改正ス

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副見喬雄
附則

本條例ハ昭和十四年度分ヨリ之ヲ適用ス

告示

◆鳥取縣告示第三百九十四號
鈴及生絲現在高並生絲製造高及消費高調查ノ繭絲調查員左ノ通囑託並解囑及擔當變更アリタリ
昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 繭絲調查員ノ囑託及解囑

繭絲調査員氏名

解囑セラレタル
繭絲調査員氏名

擔當調查範圍

囑託又解囑セラレタル年月日

大町文雄

繭絲調査員氏名

池山武範

昭和十四年六月二日

金田正二

繭絲調査員氏名

田中要

岩美郡東村

廣谷政義

繭絲調査員氏名

蒲生井村

昭和十四年六月二日

石龜高保

繭絲調査員氏名

福部村

同

谷長重雄

繭絲調査員氏名

八頭郡西郷村

同

原田繼正

繭絲調査員氏名

北村晴雄

宇倍野村大

福田駒雄

繭絲調査員氏名

喜盛

茅村成器村

山本一雄

繭絲調査員氏名

同

同

鹿田清春

繭絲調査員氏名

吉岡村

同

田中一

繭絲調査員氏名

勝谷村

同

00732

樽谷元次郎	岡村義春	同	寶木村	同
西山又右衛門	東伯郡長瀬村	同	瑞穂津村	同
岡垣美夫	同	同	橋津村	同
夜久武夫	岡垣美夫	同	淺津村	同
大槻誠太郎	同	同	竹田村	同
岩本賢吾	宮脇英正	貢	倉吉町	同
石田壽雄	高橋孝市	同	矢送村	同
藤戸義輝	同	同	上小鴨村	同
塩見順太郎	泉信幸	同	中北條村	同
清水賢一	松島保	同	由良町	同
水椋二朗	福田孫幸	同	同	同
	同	同	逢東村市勢	同
	村伊勢崎村	同	古布庄村	同
	下鄉村	同	上鄉村	同
	上鄉村	同	下鄉村	同

00733

上田榮一	戸田貢	同	八橋町	同
長尾孝	間壽太郎	同	赤崎町	同
未賀亮一	田中潔	同	安田村	同
森村岩雄	西伯郡彦名村	同	同	同
森川忠義	同	同	外江村	同
谷川忠義	同	同	同	同
矢倉恭三	新節男	同	同	同
濱田勇	藤原松雄	同	同	同
松本潔	齊木重憲	同	同	同
林原賢治	河田大吉	同	富益村	同
	同	同	成賀村(天津)村	同
	同	同	大野村	同
	同	同	大篠津村	同
	同	同	同	同

00734

酒井一幸	小山慶治	同	高麗村
丹山咸一	蘆田達己	同	大所山子村
河田芳太郎	提島是治	同	光逢坂村
宇田川邦男	川井吉三郎	日野郡二部村	同
丹山咸一	同	日清口村	同
河田善一	鳥取市賀露町	岩美郡東村	昭和十四年六月二日
辻仲二	米子市(第四區)	西伯郡大高村	同
藤幹雄	岩美郡津倉田村、面影村	岩美郡福部村	同
今井豊	岩美郡浦富村	同	同

二、繭絲調查員ノ擔當變更

尾炳	同	浦富村町	同	津ノ井村、面影村
有田茂雄	氣高郡大神戶村	同	倉田村、米田村	同
山根榮治	同	末恒村	氣高郡瑞穂村	同
林清太郎	同	寶木村	同	同
楠本一雄	東伯郡長瀬村	同	勝谷村	同
牧野勇	同	東伯郡下鄉村上鄉	安田村	同
熊谷竹一	同	高北村	高北村	同
飛田庄吉	同	東鄉村、松崎村	東鄉村、花見村	同
尾崎義市	同	逢東村、伊勢崎村	榮灘手村	同
山本勲	同	上中山村	同	矢送村、南谷村
加藤卯太郎	西伯郡大篠津村	同	東鄉村、松崎村	同
松本吉男	同	五千石村	同	同
横畑一二	同	日野郡溝口村	大幡鄉村	同

00736

野口	宏同	所子村	西伯郡五千石村	同
西村	尊	西伯郡成實村、天津村	米子市(第四區)	同
判野政雄	日野郡二部村	日野郡江尾村、神奈川村	米澤村	同

◆鳥取縣告示第三百九十五號

滿洲國建國大學ニ於テ第三期生（昭和十一年度入學者）募集セラル本縣ニ於ケル所定人員ヲ左記要項ニヨリ推薦セントス入學志願者ハ本年七月十五日迄ニ鳥取縣知事宛出願スヘシ

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副見喬雄

建國大學々生募集要項

一推薦人員 拾五名

二志願資格

本大學前期學生ヲ志願シ得ル者ハ左記學歷資格ニ該當シ志操堅質、學力優秀、身體特ニ強健ナル無妻ノ男子ニシテ大正九年十二月一日以降ノ出生者トス

1 本縣内居住ノ日本内地人ニシテ昭和十五年三月末日迄ニ日本ノ中等學校（師範學校、中學校、甲種實業學校、關東州及滿洲國內ノ日本人中等學校ヲ含ム）ノ四年修了見込者及卒業者並ニ之ト同等以上ノ學力アリト國家ニ於テ認定シタル者

志願手續及締切期日

志願者ハ左記書類ヲ取揃ヘ七月十五日迄ニ提出ノコト

1 本學所定ノ志願票

2 卒業又ハ卒業見込若ハ修了見込證明書

3 寫真（最近撮影ノ半身手札型、無帽、無臺紙裏面ニ姓名ヲ記載ノ事）

4 人物考查書（中等學校在校者若ハ出身者ハ當該學校長ノ作成セルモノ認定ニ依ル資格者ハ人物者査書ヲ缺クモ妨ゲナシ）

5 學業成績表（若クハ學力檢定證）

四推薦方法

入學資格ニ照シ最モ優秀ナル者拾五名ヲ選拔推薦ス

從ツテ入學志願者多數アル場合ハ縣ニ於テ選拔試験ヲ施行スルコトアルベシ

五推薦通知

推薦決定者ニハ決定次第在學者ニ對シテハ學校長宛其ノ他ニ對シ第一次第二次試験ヲ施行シ合格者（百五拾名）ヲ

本大學ハ各府縣其ノ他ノ推薦セル志願者ニ對シ第一次第二次試験ヲ施行シ合格者（百五拾名）ヲ

本年十二月下旬本人宛通知ス

七給費其他

1 在學中必要ナル被服、寢具、馬匹、之ヲ貸與シ糧食學用品及諸雜費ハ之ヲ支給ス

2 第一次試験受驗ノ爲ニ要スル旅費ハ本人ノ自辨トス

3 第二次試験受驗ノ爲ニ要スル旅費ハ實費ヲ支給ス但シ宿泊場ハ指定ス

備考

1 志願票用紙其ノ他ノ書類ハ縣學務課出身學校ニ郵券三錢同封請求セラレタシ

00738

2 志願者ハ在學若ハ出身中等學校長ニ於テ作製嚴封シタル人物考査書及學業成績表ヲ受ケ之ヲ
開封スルコトナク志願票ト共ニ知事宛提出スルコト

◆鳥取縣告示第三百九十六號

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

組合ノ名稱	日光村國民健康保險組合
事務所ノ所在地	日野郡日光村大字大瀧百五拾八番地三
組合ノ地區	日野郡日光村
米穀現在高調査員左ノ通解囑並擔當調查區域變更アリタリ	
昭和十四年六月十六日	
鳥取縣知事	
副	
見	
喬	
雄	

00729

◆鳥取縣告示第三百九十八號
穀現在高調査員並同販賣高調査員代行者左ノ通囑託アリタリ

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

嘱託調查員氏名

擔當調查區域 職務執行ノ場所 嘱託年月日

清水志郎

氣高郡正條村 氣高郡正條村役場 昭和十四年六月十六日

◆鳥取縣告示第三百九十九號
米穀統制法施行規則第四十條ニ依リ米穀現在高ヲ申告スヘキ倉庫トシテ左ノ通之ヲ指定ス

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

倉庫所

在地 倉庫ノ名稱

鳥取市東品治町五四番地ノ一

鳥取米穀移出商業組合倉庫

東伯郡口下村大字上井三二〇番地ノ二

東伯穀物卸商業組合倉庫

東伯郡倉吉町新町三丁目二二八九

倉吉米穀商業組合倉庫

西伯郡上道村字才ノ木一〇八番ノ一

境米穀木炭商業組合倉庫

◆鳥取縣告示第四百號

岩美郡岩井町第二耕地整理組合ハ目的事項ノ完成ニヨリ解散セリ

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

◆鳥取縣告示第四百一號 東伯郡小鴨村耕地整理組合地圖並設計書變更ノ件認可セリ

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十四年六月產婆名簿登録ノ取消ヲナシタル者左ノ如シ

昭和十四年六月十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住 所 烏取縣氣高郡中鄉村大字露谷五八番地

昭和十四年六月四日附大阪市旭區蒲生町三丁目九番地ニ轉住ノ故ヲ以テ名簿取消方
出願ニ對シ昭和十四年六月八日取消

高 橋 か づ ゑ

彙 報

00741

人 口 計 動 態 一 覧 昭和十四年四月

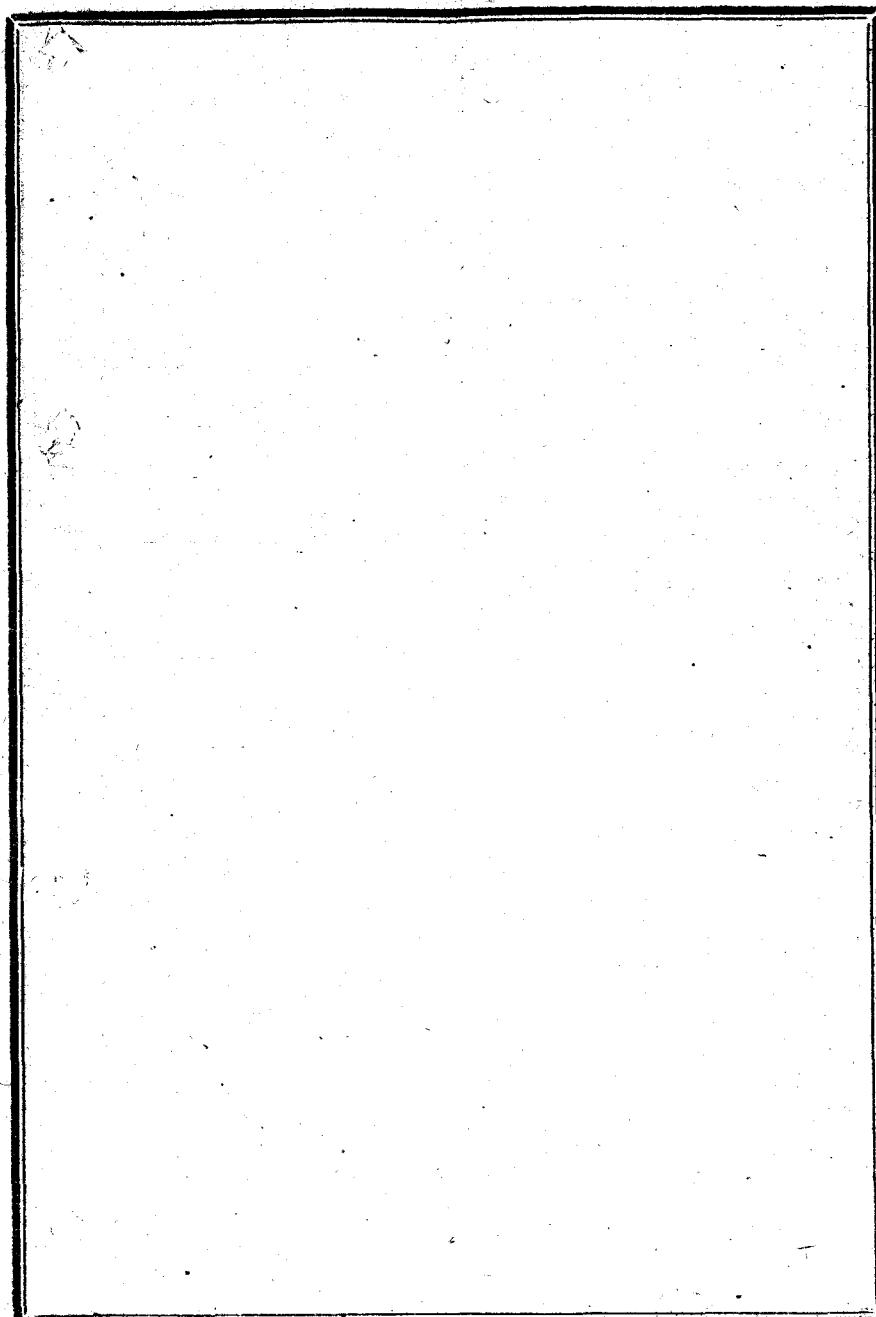
	婚姻	離婚	出	生	死	死	產	増減
	男	女	男	女	男	女	不詳	計
鳥取市	三	四	五	五	二	一	一	一
米子市	二	二	二	二	一	一	一	一
岩美郡	三	一	五	五	二	一	一	一
八頭郡	三	一	六	八	七	三	一	一
氣高郡	五	一	九	六	五	三	一	一
東伯郡	八	三	五	四	三	二	一	一
西伯郡	五	四	一〇	一三	二	一	一	一
日野郡	二	四	三	五	九	一	一	一
計	三	三	六	六	一、二三〇	一、〇〇四	一	一
前半同月	三	三	七	九	一、四六三	一、〇〇四	一	一
					四〇七	一	一	一
					八八三	一	一	一
					四七	一	一	一
					五八〇	一	一	一

備考

表中×印ハ本籍不明者○印ハ戸籍抹消婚姻、離婚ノ組數ハ婚姻ニアリテハ他市町村ヨリ入りタル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ掲グ
タル者ヲ、離婚ニアリテハ他市町村ニ出タル者及自市町村内ニ於テ離婚セル者ヲ掲グ

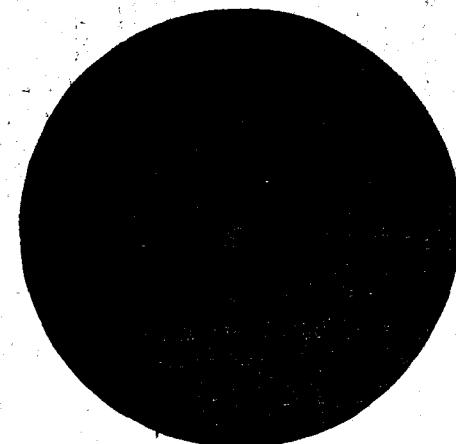
00742

島原縣公報 第一千廿八號 昭和拾四年六月十六日 (第三種郵便物認可) 一四



00743

事變特報



美

報

第八號

舉國一致
盡忠報國
堅忍持久

目次	
司法保護事業法	(社會課) 一七頁
軍人傷痍記章の臨時授與	(同) 一八頁
人事調停法の施行	(同) 一九頁
金集中運動の重要性について	(地方課) 二〇頁
金保有状況調査事務取扱手續	(同) 二一頁
長期建設と經濟統制	(商工水產課) 二四頁
惡性インフレーションと物價統制	(同) 二六頁
臨時國勢調査施行の趣旨	(統計課) 二八頁
縣の宣傳標語募集	
戰時下に於ける農業生産計畫の遂行について	(規畫課) 三二頁
金の保有調査に當り選舉運動を戒む	(地方課) 三三頁
廢品蒐集を一層徹底しよう	(商工水產課) 三五頁
生松脂採取計畫について	(林務課) 三五頁
昭和十三年に於ける縣民貯蓄と	
〔縣職員貯蓄の實績〕	(會計課) 三八頁
御仁慈に感激、傷兵の感想文	(社會課) 三九頁

一億・心・貯蓄百億



司法保護事業法

人の性は本來善であるべきものが、一朝ふとした心得の間違ひから、或は眞に同情に値する貧困の故に、其の他止むを得ぬ事情の爲に刑を受けるの止むなきに至つた者、又は憚惡憎むべき犯罪者にして、受刑中又は其の後に於て翻然己れの過去を後悔して本然の姿に立ちかへり、「惡に強いものは善にも強い」との古言の如く、衷心より過去を清算しようと血みどろの苦業を續けてゐる者等、世間には過去の惡に泣きながら眞人間として社會に再生しようとする努力精進してゐる者は可なり多數に存在するものと思はれる。然るにかかる人達の改過遷善の道を塞ぐ大きな妨げは、社會がこの人達を「前科者」として指弾し、或は冷いさげすみや疑惑の目を以て

接して、一般社會から隔離したがる風習である。これが爲に切角自らの心を善に還りながら社會に容れられずして就職の道さへさへざられ、果ては再び惡の道に踏み入りて罪惡を重ねるに至る者の如何に多いことか。實に其の人自身の爲に氣の毒に堪へないばかりでなく、社會のために國家の爲に、人的資源の強化から云つても國家經濟の上から云つても遺憾の限りと云はなければならぬ。罪を犯した人達と雖も畏くも陛下の赤子である。大みたから、あをひとぐさの一人である。社會は、廣い温い心を以てこれ等の人々を受け入れいたわり、近隣交友齊しく親しみ導きて立派な日本國民としての務をつくし得しめるることは實に國民としての重大なる義務であると云はなければならない。

然るにこの大切な仕事が從來は唯民間の保護團体に委ねられて、國家の施設としては唯思想犯に對する保護觀察所及び少年犯罪者に對する保護位で、一般犯罪者に對してはその處置がどうされてゐなかつたのである。この度愈々司法保

護事業法が國家の法律として制定せられて、累犯防止、刑餘者保護の道が講せられるに至つたこと、誠に社會國家の爲喜びに堪へない處である。

本法は司法保護事業を主務大臣の認可事項とし諸種の監督規定と罰則とを設けると共に、獎勵金、免稅等の積極的助成方法を講じ、又新たに司法保護委員制度が設けられてゐて、司法保護委員はその市町村の有力者を任命して犯罪者の保護善導に當らせることになつて居り、行政區域に依りて適當に保護區をつくつてその擔當を定め、犯罪者の更生にあたるわけである。然しこの保護の対象となるのは起訴猶豫者、刑の執行猶豫者、刑の執行停止中の者、刑の執行を終つた者、少年保護法に依る保護處分を受けた者であつて、法の實施は七月一日よりである。

軍人傷痍記章の臨時授與

名譽ある傷痍軍人の方の爲に、その名譽表彰の一方法として軍人記章が授與せられることは本報第三號に記した通りであります。是れ迄この記章は増加恩給又は傷病年金の受給権が確定した後に授與せられる事になつてゐました處、今回(六月七日官報)勅令を以て「軍人傷痍記章授與臨時特例」が公布せられて、右恩給又は年金の受給権確定前と雖もこれを受ける事が出来るやうになりました。

記章の授與を受けるべき該當者で、陸、海軍病院に入院中の分に對しては、その陸海軍病院で手續をして下さることになつてゐますが、既に退院になつてゐる方は本令施行の日より六ヶ月以内に「軍人傷痍記章臨時授與願」を退院

00747

當時の陸、海軍病院長を経て、海軍大臣に差出さねばなりません。その書式、手續等は關係當局から通知があることゝ思ひますから右期限内に差出されるやうにして下さい。

陸、海軍大臣に於て記章を授與すべき資格ありと認められた時は所轄病院長を經て本人に軍人傷痍記章と臨時授與證が交付せられます。追つて恩給又は年金の受給権が確定して正式の授與證書の授與を受ける時にはその旨陸、海軍大臣に届出でて臨時證書と引替にこれを受けることになります。



人事調停法の施行

金集中運動の重要性に就て

一、貿易の現状と金の減少

聖戰の進展と共にその戦争區域は非常に廣くなり、これに伴つて武器彈薬等の必要は莫大なものであります。特に近代科學戰に於てはこの武器彈薬其の他の戦用資料は鐵とか銅とかアルミニウム、ニッケル或は石油といふ様なものがその主要な原料となるものであります。之等のものは遺憾ながら我が國には餘り恵まれて居

00748

ないのでありまして、勢ひこれ等のものは外國からの輸入を仰がねばならないのであります。その爲に鐵とか石油とかを主として昭和十二年中の輸入は三十九億圓といふ著しい巨額に上つてゐます。其の結果同年中の輸出額三十三億圓を差引いて輸入超過が六億三千萬圓といふ巨額を示してゐます。しかも之は昭和十二年から爲替管理を強化して不要不急の物資の輸入制限をすることに努められてゐるにも拘らず輸入せられたものなのです。

次に昨十三年の貿易を考へて見ると、我が國貿易の全体としては六千萬圓の輸出超過になつてゐるのでありますし、誠に結構なことであります。

増大するものと思はれます。これが爲にはこれら等の手段を一段と強化し、且つ國民消費の節約等によつて國の金保有量の増大を計ると共に一面現在國內にある金の回収を行つて、その國外散逸を防ぐと共に國家の財力の確立を計らなければならぬのであります。

よつて從來政府は產金法の施行と同時に新產金以外の金地金をも政府に買入れる途を開いてあるのであります。昨年五月には大阪毎日及東京日々の兩新聞社が政府への金の賣却献納の取扱を開始し又大藏省に於ても直接金の獻納を受付けることゝし、更に金貨については同年六月に外國爲替管理法に基く命令を改正して金貨幣の鑄潰禁止規定を緩和し、鑄潰し地金を政府に賣却すべき場合に限り、其の鑄潰しを許可せらることゝなり、之と同時に日本銀行に於て、金貨を持參した者に對しては五圓金貨につき十四圓四十三錢の割合で兌換銀行券に引換へることゝし、尙日本銀行に於ても七月十五日から骨董的美術的價値の大なる金製品を賣戻條件附を

00749

ないのであります。勢ひこれ等のものは外國からの輸入を仰がねばならないのであります。その爲に鐵とか石油とかを主として昭和十二年中の輸入は三十九億圓といふ著しい巨額に上つてゐます。其の結果同年中の輸出額三十三億圓を差引いて輸入超過が六億三千萬圓といふ巨額を示してゐます。しかも之は昭和十二年から爲替管理を強化して不要不急の物資の輸入制限をすることに努められてゐるにも拘らず輸入せられたものなのです。

次に昨十三年の貿易を考へて見ると、我が國貿易の全体としては六千萬圓の輸出超過になつてゐるのでありますし、誠に結構なことであります。

増大するものと思はれます。これが爲にはこれら等の手段を一段と強化し、且つ國民消費の節約等によつて國の金保有量の増大を計ると共に一面現在國內にある金の回収を行つて、その國外散逸を防ぐと共に國家の財力の確立を計らなければならぬのであります。

よつて從來政府は產金法の施行と同時に新產金以外の金地金をも政府に買入れる途を開いてあるのであります。昨年五月には大阪毎日及東京日々の兩新聞社が政府への金の賣却献納の取扱を開始し又大藏省に於ても直接金の獻納を受付けることゝし、更に金貨については同年六月に外國爲替管理法に基く命令を改正して金貨幣の鑄潰禁止規定を緩和し、鑄潰し地金を政府に賣却すべき場合に限り、其の鑄潰しを許可せらることゝなり、之と同時に日本銀行に於て、金貨を持參した者に對しては五圓金貨につき十四圓四十三錢の割合で兌換銀行券に引換へることゝし、尙日本銀行に於ても七月十五日から骨董的美術的價値の大なる金製品を賣戻條件附を

除いて考へると、昨年の第三國に對する輸出は十五億圓となり、一昨年の二十四億圓に比べて約九億圓といふ巨額の減少となつてゐるのであります。第二に貿易冗について見ても第三國に對するものに付いて見ると、一昨年の九億八千萬圓に比べて非常に減つては居ますがそれでも尙六億二千萬圓の入超となつてゐるのであります。

御承知のやうに外國との貿易額の決済は全部金でせねばならぬのでありますから、この輸入超過の分だけは我が國の金の減少を來してゐるのであります。

二、金の集中運動の經過

以上のやうな貿易状態から考へて、我が政府では種々の手段を講じて輸出の振興を圖り輸入の制限を行ひ、又金産額の増加をはかつて來られてゐるのであります。長期戦を覺悟して新東亞の建設に邁進する爲には、いよ／＼多くの軍需原材料の輸入の必要があり、益々金の必要

以て買入れることになつたのであります。更に昨年十一月十五日現在を以て金貨金塊の國勢調査が行はれる事は御承知の所であります。政府では本年三月から、この中の額面四百圓以上の金貨又は百圓以上の金塊の所有者に政府への賣却勧奨狀を出してあります。之は順次申告者全體に及ぼす豫定であるそうです。又臺灣でも臺灣銀行で政府への金賣却の取扱が行はれてゐます。

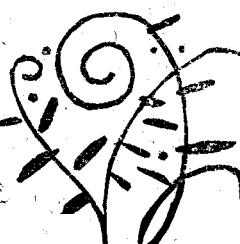
然し我が國の對外決済力の完全を計る爲には、更に一層徹底して民間所有金の集中を圖る必要があるので今春產金法中改正法律案の議會協賛を経て、政府は必要ある場合には金地金、金貨幣又は金製品を所有する者に對して之が處分を禁止し制限し、又は政府若しくは日本銀行其他政府の指定する者に賣却すべきことを命じ得る法制が整つたことは既載の通りであります。しかしこれは今直ちに發動すると云ふのではなく、つまり政府が金集中に關する傳家の寶刀を得たわけであります。

三、今回の金集中運動

このやうに金の買上に關する法律が整備せられたる傍ら、一面もつと金の集中を徹底的に行ふ爲に金の回収運動を組織的に實施する事として先般地方長官が中心となつて日本銀行其の他の特別銀行、普通銀行、貯蓄銀行及信託會社の内地約五千の本支店全部を始めとして、信用確實なる店に於て國民の政府への金賣却の取次を行ふこととして、金賣却者の便宜をはかると共に、他面市町村、婦人團体其の他の諸種の機關の協力によつて政府への金賣却を斡旋勵奨をするこゝとなつたのであります。

金賣却取扱の實際については既に本法第三號で説明した通りですが、尙將來行はれることあるべき產金法による金の強制買上げの場合の準備資料及び今次實施中の金買上げ運動の参考資料として、金製品、金貨及び金塊等の凡ゆる金について其の所有状況を調査する爲、来る七月一日を以てこれが調査を施行せられることも既記述の通りであります。

金保有状況



調査事務 取扱手續

惟ふに身邊を飾る金指輪、金鎖其の他の金製品は勿論、祖先より代々傳はつてゐる家寶である金製品も、元來一家の浮沈に關するいざと云ふ場合の役に立てる爲の貯へであることが其の本質であります。今のやうな時局に際して、これ等の身邊を飾つてゐる指輪、簪或は家重代の家寶たる金製品等を政府に提供して御國の役に立てるといふことは、現代國民は固より、祖先も亦日本國民として共に最も本懐とする所であらうと思ふ次第であります。

「金の國勢調査」である金保有状況調査日七月一日が近づきまして、縣ではその事務取扱手續が六月十三日鳥取縣訓令を以て公布になりました。

これによると市役所や町村役場には「金保有状況調査係」が置かれて、これが調査事務を處理します。

「金保有状況調査委員」は縣から委嘱せられてあります。この委員は六月二十七日までに各自自分の擔當區域の各戸について住所、職業、氏名を調査して置き、六月二十八日迄に金保有高申告書の用紙を配付します。

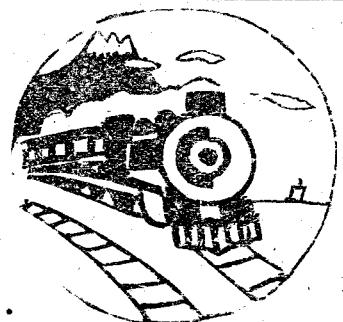
「申告義務者」は各金の所有者であります。金を所有してゐないものも申告書は提出します。申告書はその世帯主又は事務所の管理者が提出するのであります。申告義務者が商品としての金と然らざるものとを所有してゐる場合には「商品」と「非商品」と二通にして申告し、商品として所有するでない場合には世帯にありては世帯主がその世帯に屬する者の所有してゐる

ものを取纏めて一通として申告し、法人、組合、其の他の團体(人格なきものを含む)であつて二つ以上の事務所を持つてゐるものはその事務所毎に管理者から各一通に纏めて申告するものです。

「申告書」は七月一日午前零時を現在として記入して本人が封緘し、調査委員はこれを取纏めて七月五日までに市、町、村長に提出せしめます。申告すべきものなきときは、申告書に單に住所、職業、氏名を記載して提出するのであります。市町村長はこれを封緘の儘部落、町内順に整理して七月十日迄に知事に送付します。

金所有高申告書は政府が資料として使用する場合の外他の目的に使用することはならぬ事になつてゐますから内容は絶対に外部に漏らすことはなりません。前に記したやうに、この保有状況調査は戰爭遂行に最も重大な國內金保有状況の調べですから、各位の家から一點と雖も申告の違反がないやう充分正確に申告致しませう。

長期建設



そ

濟經統制

多額の國費

今度の事變は事變と云ふものゝ我が國未曾有の大戰争であつて、日清日露の兩戰爭とは比較にならないものである。日清戰役では日本兵力約十八萬、日露戰役では約百萬であつたといふが、今度の事變では遙かにこれを超える兵員が動員されてゐるものと想像されるし、戰線の長さも世界大戰の三四倍を超え、支那に與へた損害は實に二百萬に達してゐると云はれる。

又戰費について云ふと日清戰役二億、日露戰役が約二十億であつたのに、今回の事變費は第

七十一議會から第七十三議會に亘つて協賛を経た軍事費だけで七十四億に達して居り、昭和十四年度の臨時軍事費並に國防關係の追加豫算は總額五十二億七千萬圓である。この他に豫算外國庫負擔の契約に關するものが陸海軍併せて七億圓で、その他各省關係の生産力擴充計畫に要する經費を加へると、今次事變によつて國家の必要とする金額は實に非常なものであることがわかる。然るに今次の事變に於て我が國は巨額の聖戰遂行に必要な經費は全く我が國民だけの力で負擔して行かねばならないのである。日露戰爭に於てはその當時の世界的輿論が我が國に有利であつたので、戰費の大部分は外債により英米等から借り入れることが出來たのであるが、今日の事變では資金の調達は全部自力でせねばならず、その上我が國には鐵や非鐵金屬、石油ゴム、皮革等の軍需資源を始め綿、羊毛等の重要資源に乏しいのであるから、皆これ等のものは外國から輸入に俟たねばならぬのである。戰時經濟は要するにこの戰争並に軍需生產力擴

るに必要なこの巨大な資金の整と、これに伴ふ物資の供給を確保することが中心である。

經濟統制

かうした多額の國家の經費を國民が消化して行く爲には、そこに非常な計畫的努力を要する。即ちこれが爲には國家としての強力な統制による需給の調整を必要とするのである。政府

に於て種々實施されつゝあるところの重要な物資の需給計畫即ち物資動員計畫がこれである。物

資動員計畫は企畫院を中心に関係各省が集つて樹てたもので、戰爭遂行の爲の重要な物資需給の適合を目標として鐵、銅、石油等の重要な軍需品を始め、輸出貿易上必要な棉花、羊毛等の重

要輸出品原料、生産力擴充に必要な機械類等や國民生活維持の爲の必要な織維品、食糧、肥料等多數に上る重要な物資について、國內で生産するものや外國から輸入するものをどう云ふ割合で充當するか、國際收支の關係で物資の輸入が充分に出來ない時には、代用品の廢品廢收により更に不足な場合には、その消費量等をどんな風

に節約して行かと云ふことをきめるものである。而してこれが決定にあたつては軍需及び輸出用生産材料を優先せしめて民需は極力節約する事が計畫の骨子となるわけである。

今後の我が國戰時經濟統制について見ると、從來の軍需の外に國防強化に必要な資材を加へ相當巨額に上り、これと並行して生産力擴充に必要な資材及輸出工業原料が必要であり、大陸資源開發、復興並に占據地域内宣撫工作等の必要からの建築資材等も入るし、物資の需要は一段と増大するものと見られる。

これに對して物資供給の方面では生産設備擴充國內物資ストックの減少そして圓プロツク地よりの物資供給はまだ大して期待出來ないし一面輸入の方面は年々輸入超過になつてゐるので輸出で不足の分は止むを得ず正貨現送によつて來たのである從つてこれから輸入は全く國防力の強化とその基礎となるべき生産力擴充並に輸出の増進を圖る爲のもの以外は殆ど禁止されねばならないこのやうな關係から云つてもこれが

00754

らの我が國の經濟統制は、どうしても益々強化されて行かねばならぬのである。

近き光明

今後の經濟統制は長期建設を進めて行く爲に一段と強化されんとしてゐることは前述の通りである、現在の經濟統制は相當長期に亘つて持続せらるべきであり、國民は當分苦しい生活をして行かねばならないのであるが、しかし吾々の進む前途には光明の將來があるのである。

今春の議會に當つて商工大臣その他から度々強調せられた處であるが、既に昨年末閣議で決定せられた生産力擴充計畫は日滿支を一体として編制せられたもので、鐵鋼、機械、石炭、石油を始め國防產業及其他重要產業十五種について、昭和十六年末迄に大体に於て國內自給を目標としたものであるが、満洲及び支那の開發により、石炭、鐵鋼、棉花、羊毛、工業鹽、タンクス、採油用種子等重要資源が開發せられ、五年度に於ては相當物資の供給は増加される

(一) 悪性インフレーションの危險



惡性
インフレーション
と 物 價 統 制

世界大戰の時にドイツの物價が途方もなく暴騰して、コーヒー一杯呑んで何千圓も何萬圓も拂はねばならないなどといふ話はまだ記憶に新まなこ

豫想にあるので、實にこの物資動員の困難は本年度が昨とも云ふべくものであらう。吾々國民は、今後東亞プロックの建設に向つて、我が國の經濟統制に順應し官民協力の下に一路邁進しなければならないと思ふのである。

「通貨膨脹による物貨騰貴に對しては公債消化、貯蓄獎勵によつてこれを防止し、他面物資の需給そのものについては商工省の物價委員會に基き公定價格の設定等の方策によつて抑へ、この兩建によつて幸ひ好結果を納めて來た。今後にも於ても民間の協力によつて從來の方法を更に強化して行く積りである。通貨の流通高は昨年末二十八億餘萬圓に膨脹したが、今年に入つて急激な收縮を來し、前年に比較し三億五千萬圓の增加に止まつてゐる。しかもそのうち一億五千萬圓程度のものは臺灣、朝鮮兩銀行法の改正によつて兩行の發行準備として新に殖えたものであるから、實質的の通貨の増發は二億圓程度である。この程度のものは最近に於ける生產增加、經濟活動の狀態から考へてそう多くはないと思ふ。從つて通貨膨脹については今日の方策を強化して行けばさうべ配はかい。」

と言明せられてゐるのであります。しかし我が國現在の國費の調達は大部分公債によつてゐるのあります、車縫以來本年三月末迄の公債發れに對して政府は

00755

00756

行額は六十七億圓に達し、又本年度豫算による公債發行豫定額は五十九億圓に上り、此の外本年度に繰越される公債發行額は十七億位はあるのでありますて、之等を合計すると百四十三億圓餘に達するのであります。

經濟界が順調に發展しつゝある時には、或る程度の公債増發によつて財政を賄ひ、その結果通貨の膨脹となつても一定の限度を超えない限り、決して危険でないことはこれ迄に經驗して來た處であります。が、一度その限度を超えるれば危險性は漸次増大して、遂に非常な事態を起すに至る虞あることは前述のドイツの例で明かであります。

(二) 物價統制の必要

そこでこの悪性インフレ防止の爲には、どうしても政府が物價購入に撤布した資金は、軍需工業の好況によつて所得の増加してゐる部分から、増税や貯蓄の奨励其の他の手段によつて之をくみ上げて、通貨の膨脹を阻止しなければならないのでありますて、政府、現在これを勵行

せられてゐるのであります。しかし又一面、消化された公債を賣つて物を買ふ道もあり預金を引出して物を買ふ方法もあるのであります。これ等の潜在購買力を統制する爲には結局物の直接消費統制を強化して金を出しても物が自由に買へないやうにする必要があるのであります。この點通貨の方面よりも物の方面が一層重大性を持つてゐる所以あります。近來の状況から見ましても、國策上民需用品の輸入は禁止又は禁止に近い制限をせられてゐますし、ストック品は追々無くなるし、それにつけて賣惜しみ買急ぎの傾向が増して来る。となると物價は益々騰貴して來るのでありますて如何に政府が貯蓄を奨励しても今日買つて置けば五圓で買へるもののが一年後には八圓になります。十圓になるといふのであれば誰しも物を買ふ値打の下つて行くお金を溜める者はなく皆が競つて物を買ふやうになつてこゝに悪性インフレー

ションを誘導することになるのであります。
こんな風でありますから政府としては、國民の愛國心に訴へて貯蓄を奨励するばかりでなく、國民が安心して貯蓄が出来るやうに、今物を買はずに辛抱してゐても將來物價が暴騰することのないやうにしなければならないのであります。

(三) 國民協力の必要

これが現在行はれ且つ追々その範圍を擴げられ強化せせられつゝある物價統制でありますて、政府はこの物價を抑へる爲に暴利取締令を強化したり、物品販賣價格取締規則による公定價格を實施したり、その他色々な統制を行つてゐるのであります。が、事變もいよいよ長期戦となり、新東亞建設の新たな段階に入りました今日、物價を調整して物の價の上るのを抑へるこれが益々急務となつて來たのであります。



臨時國勢調査 施行の趣旨

縣の宣傳標語募集

今次の聖戰大目的を遂行する爲には國民の堅忍不拔の精神を涵養すると共に國防力の強化、生産力の擴充と云ふ大目標の下に、資金の調達と物資の圓滑なる供給確保を期せばねならぬのでありますて現に之が爲には國民消費の節約、貯蓄の勵行、公債の應募、代用品への轉換、廢品回収等種々の方策を實施してゐるのあります。

しかし事變が愈々長期建設に入ると共に我が國としては更に生活用品の徹底的消費節約を行ひ、場合によつては統制的手段に訴へても資金と物資の確保を計り、一層強力なる國民總力

戰の體制を整へて難局の克服に邁進せねばならぬのであります。

然るにこの消費の統制強化と云ふことは國民の日常生活に及ぼす影響が頗る大きいのであります。之を合理的に實行し得るや否やは由々大問題であります。萬一その基礎資料に誤りがあつたならば、長期建設戰遂行途上に於て國民生活を危険に陥るゝと云ふ懼れもあるのであります。

即ちこの統制強化の算定基礎を確實にする爲には

國民は如何なる機構を通じて、如何なる程度に物資を使用しつゝあるか、従つて如何なる部面に節約の餘地があり、如何なる程度に消費節約の限度が置かるべきか、

を明かにして、是等の事情を基準としての計畫でなければならぬのであります。來る八月一日に施行せられる臨時國勢調査は實にこの國策確立の基礎資料たらしむる處、全く國家的見地

に基く劃期的重要調査なのであります。

從つて今回の臨時國勢調査の目的は、確實な國民全体の實際消費の状況や配給機關の實状を明かにする事にあるのであります。決して課税の標準等には全く關係ないのでありますから、申告義務者はこの點を充分理解せられて確實なる申告をなし、以て國家の重要國策に齟齬を來さないやうにして頂きたいものであります。

×

×

×

追て縣臨時國勢調査部では今回、この調査の趣旨の普及徹底を圖る爲次の要項で宣傳標語を募集して趣意書等に掲載する一方これを記入した宣傳扇團を作製して各調査員に携帶せしめ、或是市町村の散髪屋、共同浴場、自動車停留所等に配布する計畫を進めて居ります。

標語募集要項

一 標語内容

標語は必ず昭和十四年度臨時國勢調査の趣旨を高揚し、申告義務者をして事實を正確に申

告せしむるやう注意を喚起するものなること

二 應募資格

本縣在住者、一人五語以内

三 應募形式

應募は「官製ハガキ」とし、住所氏名を明記し、「國勢調査標語應募」と表記すること、

四 宛先

宛先は「鳥取縣廳統計課内臨時國勢調査標語募集係」とすること

五 應募期限

締切は六月二十日とし、同日附の消印あるものは之を有効とする

六 審査

審査は六月二十四日鳥取縣廳内臨時國勢調査部に於て之を行ひ、新聞紙上などに發表し、尙入選者には漏れなく國勢調査扇面を贈るの外左記の通り薄謝を呈する。

一等當選

一人

時蓄債券額面

拾五圓券壹枚

二等當選

二人

賞金 五圓宛



戰時下に於ける農業生産計畫の遂行について

政府は戰時下に於ける、農業生産計畫遂行を期する爲には、直接農業指導の衝に當る、農業技術員の活動に俟つことの、極めて大なるものがあるので之が設置の普及獎勵につき都市町村農會技術員置設助成の途を開かれてゐることは斯業の爲喜ぶべきことである、而して農業の計畫化に伴ひ農家をして、之に即應せしむるには農業團体殊に生産者團體たる、農會の體制を整

00760

備して、その機能の擴充強化を圖り以て、農業生産計畫樹所並實施指導肥料の配給規正、農業の勞働調整等の指導督勵を行ひ、戰時農業生産計畫の遂行目的達成の爲には農會の活動を促進することの極めて喫緊なることは云ふまでもない。

本縣に於ては數年前より、各都市町村農會へ専任技術員の設置を見、郡市農會に在つては平均六、七名、町村農會に在て、一名乃至二名の、技術員を常置してゐることは時局柄心強い事である。

而して農會は農業經營上全面的の、指導團體であるのでよく、各種機關並團體と連絡強調を遂げ得らるゝのであるから、今回政府の樹立せられたる重要農林水產物の增産施設の遂行上一段と貢献せられることを大に期待してゐるのである。

来る七月一日を期して、金の保有状況を調査することは、本報に掲載の通りであつて、縣は之が實施の完璧を期する爲、市町村毎にその調查委員を委嘱したのである、今回その筋では、今秋行はれる貴族院議員多額納稅者議員及び、地方選舉等に當り、名を金保有状況調査に籍りて、選舉運動をなし、若しくは一部の者の選舉運動に利用せらるゝが如き、その他本調査によつて弊害を生ずるが如きことなきを期すべく特に注意を拂つてゐるのであるが、斯る行爲は、政府の企圖する調査に當り、單に調査委員のみの犯罪行爲に止まらずして、一般の者も迷惑を受くべき事柄であつて、互に大に慎まなければ



金の保有調査に當り
選舉運動を戒む

00761

らぬのである。元より縣の嘱せられた調査委員には、斷じて、斯る潛行的行爲はない筈であるが、何時の選舉でも、違反行爲はつきもので、その跡を絶たない。まして事變下に於てすら、肅選の實が擧らないのであるから、特にこの點については、委員の方々は勿論、一般の各位も充分自肅、自戒せられて、いまはしきことのない様に心懸け、目的の達成に協力を望む次第である。

×

×

×

廢品蒐集を一層徹底しよう

戦争と物の需要



戦争が如何に多くの「物」を使はねばならぬ

いかは今更云ふまでもない事であるが、實際普通お互が考へてゐる以上に多量の消費をせねばならないのである。例を世界大戦にとると、英國の陸軍に於て戦争前に使つてゐた羊毛の消費量は英國全消費量の約一パーセントであつたものが開戦の三ヶ月目には二〇パーセントに激増し、更に三年後には戦前の英國全消費量と匹敵するに至つた。又靴は戦前陸軍の需要量が二十五万足内外であつたのが、戦争中の一年平均の補給量は、一部聯合軍所要に引當てた分を含めてはゐるが一億六千万足を超えたと云ふ記録を残してゐる。これはほんの一例に過ぎないのであるが、以て戦争と物資の需要量との關係が思はれるのである。

戦には實に「物」が大切である。「物」こそ銃後の戦闘力である。外國から輸入しなければならぬものはもとより、國內で産出するものと雖も吾々は極力「物」を大切にし無駄にしないやう、又その使用を有意義ならしめるやう心がけねばならぬ。

00762

日本全國の人が一日平均約三本のマツチを無駄にしなかつたら、一年間では實に七百六十六億五千萬本になり、マツチ一箱の數を七十五本とすれば十億箱以上の節約となり、それだけ國の資源を有益に生かすことになるのである。

廢品の尊重

以上は戰爭遂行途上に於て特に一般物資使用上、吾々が日常その活用と節約に氣をつける必要のあることを述べたのであるが、如何に無駄なく使つても、或る程度の廢品はどうしても出来るものである。これが回収の必要な事は既に徹底せられて各位の努力により續々處理せられつゝあるのだが、まだ各家庭には回収し得べき廢品が多分に死藏されたり、或は面倒がられて焼棄されたりしてゐる部分があるやうに思はれる。これは未だこれ等廢品が如何に國の物資として有價値なものであるかと云ふとの徹底しない方面がある爲であると考えられる。

唯に廢品に止まらないで、まだ使用に堪へるものであつても戰爭遂行の爲にはこれを軍需資

源にふり向けて使用せねばならぬ現状に於て、廢品回収はまだ一強調勵行せらるべきであらう。

廢品再生の状況

次に、回収を圖らねばならない廢品が、回収せられて重要物資として再生する有様を簡単に記すこととする。

一 編ぼろ、綿屑

どんなに破れた木綿類の小屑も截断屑も古糸も、皆製紙原料、人絹、ステープルファイバー、セロファン紙等となり、少しよいものは綿糸布、蒲團綿等として再利用せられてゐる。

二 毛ぼろ、毛屑

すべての毛の類はどんなに古くとも、又綿との交織物でもこれを分離して新しい毛織物が作られてゐる。

三 紙屑

反古紙、古新聞紙、古雑誌等皆薬品で溶かして新しく印刷用紙其の他に再生せられる。

四 古ゴム

古ゴム靴、古ゴム紐、古ゴムナリ、古ゴム足袋、麻裏の古ゴムも皆再生ゴムとなつて使用せられてゐる。

五 屑 鐵

古トタン板、ブリキ屑、古針金、古釘、蓄音機の針の廢品も古ペン先も、まだ各家庭にあらう。どんな小さなものであつても錆びてゐても、皆再生されて立派な軍需品となり機械となる。

六 鉛 屑

電池の古いの、煙草の銀紙等皆鉛地金、ハンダ、活字、塗料、顔料等になる。

七 亞鉛屑

亞鉛地金、真鍮、洋銀、亞鉛末等に再生せられる。

八 錫 屑

齒磨チユーブ、ブリキ屑等は錫地金、青銅、ハンダ等となる。

九 銅、真鍮、青銅屑

古金網、電球口金、金ボタン、古什器何れも



生松脂採取計畫に就いて

00763

古玩具、古水筒、古辨當箱、古鍋釜皆地金に再生され使はれてゐる。

再生され使はれてゐる。

廢品回収については縣でも蒐集業者とも打合せて種々回収の道を講じてゐるのであるが、尙各家庭に極めて少量しか無いもの、或は價格の低廉なもの等、まだ各家庭に於て金屬、綿類いやうであるから、各家庭に於て金屬、綿類毛類、紙類、雜品等に區別した屑入箱を備へつけて廢品回収に一層の努力を注がれたいものである。

00764

近時我國工業界の發展に伴つて、松脂及テレピン油の需要は逐年激増の實状にあつたのであるが、支那事變勃發と同時に從來バルブ資材として利用出来なかつた赤松、杉、扇柏等がバルブ資材として纖維工業界に登場するに及んで、製紙用サイズとしての「ロジン」(生松脂より分溜して作る)の需要は益々增加する様になつた元來我國に於ては現在までに生松脂は殆ど全部は外國殊に米國より輸入せられて居つたので、其の數量は昭和十二年で二千七百萬町、金額にして約七百六十萬圓の巨額に達して居るのである。これは我國に生松脂を採取する資材がないのなれば仕方のない事であるが、我國には生松脂を採取するに非常に適した赤松、黒松等の優良木があるにも拘らず其の採取を實行しないで外國から輸入を仰いでゐると言ふ事は實に恥しい次第と言はねばならない。

今次支那事變が勃發するに及んで生松脂から取れる「ロジン」及「テレピン油」は一躍して軍需品となり統制品となつて居る。その必要量は

益々増加の一途を急激に辿つて居るのに對し、國內では昔の通り其の採取を實行せずに徒に外と言ふ事は、輸入品を防遏し又金の總動員を行つて聖戰の遂行に當つて居る我國民にとつては實に恥しい事であつて、生產力の擴充が叫ばれし幾部でも輸入品の防遏に努力する事は銃後國民の重大なる責務と言はなければならない。

今回政府に於ては生松脂の增産計畫を樹立し其の採取方法も在來の米國法や佛國法を改めて居る時、僅かの時間を利用して生松脂を採取して居るが、本縣に於ても政府の方針に基いて本年度より次の様な方法で生松脂増産に着手する事になった。

これが實施に當つては

一、副業として實行する事とし成る可く自己所有の山林で今冬伐採する豫定のもので一戸當二百本を標準とし人夫を使はずに自分及び其の家族協力の上實行する。

二、採取木は目通周圍三尺のものが成績がよい。

三、採取時期は六月下旬より九月下旬迄の約百日間である。

四、採取用具は一組約四圓位で縣山林會で斡旋する。

五、採取した生松脂は縣山林會で販賣の斡旋をする。

六、縣山林會で販賣の斡旋を受けた者には生松脂一戸當拾錢位の補助金がある。

尚二百本採取する事とすれば全採取量は約五百戸で山林會の販賣斡旋を受けるとすれば一戸當の價格は六拾貳錢であるから三百拾圓になり一本當一圓五十五錢の收入になるわけである。

又農林省林業試驗場では本縣に於ける生松脂の採取試験を實行する事になり、場所も東伯郡旭村に決定し愈々六月十四日より農林省中馬技手が來縣の上試験に取懸る事になつて居るが、林業試験場では生松脂採取事業の重大性に鑑みて斜溝式方法を普及させる爲に實地傳習會を開催

の希望を持つて居るので、縣では来る六月二十一、二十三の兩日試驗林の附近で實地傳習會を行ふ事になつたから出席希望者は次の事項を良く承知して縣に申込まれたい。

一 場 所 東伯郡旭村大字湯谷字湯谷溪	一 講 師 農林省林業試驗場 中馬技手
一 日 程 六月二十二日 午前十時東伯郡旭村役場集合	
實 習 正午終了 曹食	直ちに現場に出發 午前中講話
午後一時より粗皮剥、第一回切付	付實習午後四時實習終了旭村泊
午後一時實習開始 採取實習	午後三時實習終了 閉會解散

尚傳習會出席者に對し辨當代として金一圓五十錢程度補助する

注意事項

一、旭村への道順並列車時刻

鳥取方面より 午前七時三十分鳥取發

00766

午前八時四十四分倉吉着
直ちに三朝温泉行日の九バスに便乗
旭村役場に向ふ

米子方面より 午前七時四十二分米子發
午前九時二十三分倉吉着

以下鳥取方面よりのものと同様



昭和十三年に於ける 貯蓄の實績

時局の新段階に於て、國民貯蓄の持つ重大性意義を明かにし、昭和十三年度政府の國民に獎勵した、貯蓄額八十億圓の獎勵方策に、縣に於ても相呼應して國民精神總動員の努力を、先づ縣民貯蓄に集中し、縣民各位に於いて、之が實行

00767

して、之が實行に當ることとなつてゐる。

御仁慈に感激

傷兵の感想文

出身地 八頭郡大御門村大字殿

陸軍歩兵一等兵 倉見 光治

畏くも 大元帥陛下に於かせられてましては

現下新東亞建設下の、御政務御繁劇の中を御割き遊ばされ、我等聖戰半にして不幸にも戰傷を

受けし、將士に對する援護後援事業に深く大御心を垂れさせ給ひ、春まだ淺き昭和十四年三月

十四日陸軍東京第三病院に、御臨行遊ばされ親しく傷兵に對する、特殊治療の狀況を御巡覽められましたことは、我等傷兵の齊しく恐懼感激に堪へない所であります、此の光榮に浴した傷兵一同は、只々恐懼感涙に咽ぶ次第であり

出身地 氣高郡勝部村大字八葉寺

陸軍歩兵上等兵 植田 正信

畏くも 天皇陛下に於かせられましては、當病

院に始めて行幸を仰ぎ奉り、御仁慈の有難き大御心を體し奉りて、我等傷兵は此の上も無き光榮に輝き溢れ御英姿を仰ぎ奉り感謝感激に堪へない次第であります、傷痍軍人に垂れさせ給ふ大御心恐れ多くも今日の行幸の光榮に輝く、相模ヶ原臨時第三陸軍病院は松林に圍まれ、清淨な傷兵の聖道場にて、當病院は白衣を使用せず軍服を着用せしめ、戰場にある時と同様の觀念

並國債應募の協力に求めて、貯蓄目標を二千萬圓として、全縣民の最も理解ある協力に依つて之が實現と目的達成に邁進したのであつて、その結果が豫期以上の好成績を擧げ、二千萬圓を突破したことは、前號に掲載した如くであつて、この好果を收め得たことは、全く縣民各位が深く時局の推移を認識せられた、表象の現れであるのである。

縣民に對しその協力實行を求むるに先立ち、縣廳在勤職員に在りても、之が實踐窮行に當るこゝして、貯蓄額三萬圓を目標に、昭和十三年六月二十一日の強調週間第一日を期して、鳥取縣廳員支那事變報國貯金組合の結成をなし、

之が實行に當つてから、丁度本年五月を以て満一ヶ年に相當するので、今その一ヶ年間に於ける貯蓄の狀況を示すと、現金貯蓄額二一、〇七〇、圓六四〇、國債購入額六、二九七、圓七〇〇、貯蓄債券購入額一〇、五八五、圓〇〇〇〇となつてゐるが、本年に於ける本縣の目標額は三千萬圓であるがら、本年は尙一層その貯蓄を強

00768

を與へ、健全なる體力増強、醫療體操、軍隊體操等を行ひ、更生の道を御巡覽仰ぎ奉つた。當病院に入院中の傷兵は元より、一家一門の名譽と致し深く此の光榮に浴したことは、只々恐懼感激に堪へない次第であります。此の上は一意專心衛生職員の命に副ひ、一日も早く退院致して更生の道に邁進致し、再度の御奉公申し上げる考へで御座います。不幸にして軍籍に離るゝとも、銃後の護として且又郷黨の指導者として、盡忠報國、自力更生の道に精勵致す覺悟であります。

出身地 東伯郡南谷村大字泰久寺
陸軍歩兵上等兵 西 田 一

曉を衝きてさし昇る、黎明な朝日は燐然として輝き渡りて將に、新東亞の建設も近からんとする情景にして、天に祝福あり、地に歡喜ある今日の佳き日なり、畏くも御政務御多端に涉ら、給ふ戰時下

天皇陛下には、御仁慈有難き大御心に依り、今事變に傷いた軍人を收容さるゝ病院に行幸を仰ぎ奉る、恐多くも院庭に玉歩を進ませ給ひて後療法或は體力増強その實況を親しく御天覽遊ばされ給ふの御ことは、余りの有難さ啻々感涙に咽ぶと共に、斯くも宏大無邊なる皇恩は恐懼感激の極みなり、強く肺腑に銘じそして悠久に記念し、將來の覺悟を堅めたる次第なり、されば御仁慈の大御心に副ひ奉るべき吾等傷兵は、宏大的なる聖恩を甘受すべきにあらず、盡忠報國の陰謀は、支那を煽動し我を何とかして不利に導かんとして、その輿論は我が帝國を經濟的に或は思想的に近代戦とも云ふべき思想經濟の間接戰火を交へつゝあり、而して如何なる苦境に直面するも、堅忍持久の精神を以つて此の聖戦目的達成に邁進すべきなり、吾等本病院の眞髓項目に則つとり、治療方法に精進すると共に、修養に怠らず常に修養人格の向上に努め、本病院

00769

主司の意圖に副ひ、行幸を仰ぎ奉つた光榮の傷兵たるを自覺なし、以て畏くも聖恩に報ゆべきなり。

X

X

X

六月十四日發行「週報」並「寫眞週報」掲載容容左記ノ通

週報第百三十九號掲載內容

一 物の國勢調査

(内閣統計局)

一 百億貯蓄と國民生活

(國民貯蓄獎勵局)

一 ノモンハン事件

(陸軍省情報部)

一 海軍作戦經過 (自五月上旬)

(海軍省海軍軍事普及部)

一 バルチツク諸國の情勢

(外務省情報部)

一 東亜讀本十 (薰 摯 周)

寫眞週報第六十九號掲載內容

一 滿洲帝國協和會とは何か (國際時事解説)

一 優山は晴れたり

一 海外通信

一 讀者のカメラ